


平成 年 月 日

参議院議長 扇 千景 様

竹島の領土権の早期確立に関する 請願書

紹介議員

参議院議員 青木幹雄 

参議院議員 景山俊太郎 

請願者

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議
会長 島根県松江市殿町1番地
島根県議会議長

竹島領土権確立島根県議会議員連盟
会長 島根県松江市殿町1番地
島根県議会議員

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であります。

しかしながら、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、竹島の利用に関する新法の制定や民間人の移住など領土権の既成事実化を図ろうとしています。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾であります。

一方、北方領土問題においては、国における所管組織として「内閣府北方対策本部」があり、「北方領土の日」の制定や広報啓発施設である「北方館」なども設置され、全国的な広報啓発活動が定着していますが、竹島問題は北方領土問題に比較して、国における広報啓発活動が極めて不十分であります。

このため、島根県においては、国民世論の啓発を図り、国における積極的な取り組みを促したいという多くの県民の願いにより、平成17年3月に「竹島の日を定める条例」が制定され、その後、竹島問題に対する国民世論は大きく喚起されたところであります。

つきましては、このような現状に鑑み、竹島の領土権の早期確立に向け、次の事項を速やかに実現されるよう強く要望します。

記

- 1 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- 2 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置し、国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。